

令和3年12月8日
環境生活部環境保全課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

- (1) 住 所 十和田市大字三本木字北平147番地42
(2) 名 称 山優建材株式会社
(3) 代 表 者 代表取締役 山崎 智
(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200030437）

2 不利益処分の内容

令和3年12月8日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和3年12月8日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者の役員が犯した刑法（明治40年法律第45号）の罪について平成29年10月7日に罰金刑が確定したことにより、被処分者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号ニの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、同法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。